

18年度税制改正と医業への影響

税理士 嶋 賢治

与党税制協議会は、暮れの14日、所得税改革等を盛り込んだ18年度税制改正大綱を決定して、公表しました。

その内容は、おおまかに高所得者の給与・年金にかかる税金を上げ、自営業やフリーで働く人に恩恵が広がる所得税改革を20年1月に実施するというものです。

また観光振興の財源を賄うため、国税では27年ぶりに本格的な新税を創設し、19年1月より出国者から千円を徴収します。たばこは紙巻きの税額を18年10月から3回に分けて1円ずつ引き上げ加熱式の段階的引き上げと合わせ2500億円の増税を図ります。

所得税改革では、サラリーマン優遇と指摘される、給与所得控除

を縮小し、替わりに納税者すべてに適用される基礎控除を拡充します。

10万円の基礎控除の引き上げと10万円の給与所得控除の引き下げで、年収850万円以下の給与所得者の税負担はこれまでと変わらないようにし、これを超える給与所得者は明らかに増税となる仕組みになっています。

医療法人の理事長や勤務医の皆さんはほとんどが増税になるでしょう。

逆に個人開業医の皆さんは基礎控除が一律10万円引き上げられるのでその分税負担は下がります。ただ17年度

の税制改正で今年から所得900万円超の方は徐々に配偶者控除が減額され、1000万円を超えるを受けられなくなりそうです。そのため、配偶者控除を受けられている方は、その後基礎控除が10万円上がったても、その恩恵はあまり感じられないのではないのでしょうか。

さらに、合計所得金額が2400万円を超える個人については基礎控除が通減し、2500万円超で消失します。

「家計に負担・増税2800億円 企業は恩恵」という翌日の新聞の見出しでもわかるように、明らかに家計に

響く税制改正です。受診者の診療抑制を通じての医業経営への影響が心配されます。

しかしもつと心配なのは19年10月から予定されている消費税増税で、税率が上がれば上るほどその損税は医業経営を容赦なく痛めつけます。消費税増税による受診者の診療抑制もさることながら、社会保険診療収入に対応する部分の消費税を医業経営の皆様が直接負担することは、税理論からしてもおかしいことです。この矛盾の解決なしには、これから先の医業経営に明るさは見えてこないでしょう。